

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、  
原本は別途保管しております。

## 産業技術総合研究所

第 10120000-B-20210629-001 号  
令和 3 年 6 月 2 9 日

経済産業大臣  
梶山弘志 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
監事 中 沢 浩 志  
監事 菊 地 正 寛

令和 2 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程  
第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

## 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）令和2事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス・方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

#### 1. 監査計画の策定と監査準備等

令和2事業年度の監事監査計画に基づき、理事長、理事、領域長、事業組織の所長及び事業所長、監査部門、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効果的かつ効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

また、研究所の業務運営として重要なコンプライアンス推進、安全管理機能・意識向上、情報セキュリティ対策等、ガバナンスの有効性確保へ向けての推進状況並びに令和2事業年度は第5期の開始年度に当たり、研究所のミッション達成のために、社会課題の解決、企業との橋渡しの拡充、イノベーション・エコシステムを支える基盤整備、中核的・先駆的な研究所運営に取り組み、その順調な滑り出しが望まれることから、これらの進捗状況を重点項目とした。

#### 2. 職務の執行状況等調査

理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて理事・領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を受けた。また、新理事長の下での経営体制の変更については、策定プロセスの進捗状況などの説明を受けた。

#### 3. 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査

研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣

に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。

#### 4. 内部統制システムの整備及び運用状況の調査

役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受けた。また、個々の運用状況について監査等を行った部署<sup>1</sup>から監査結果の報告を受けた。

#### 5. 会計監査人監査の適正性等調査

当該事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、意見交換を実施した。

期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けた。

会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項<sup>2</sup>の通知を受けた。

## II 監査の結果

### 1. 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第 5 期中長期計画及び令和 2 年度計画に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されてきたものと認める。

令和 2 事業年度における主な取り組みとして、以下の活動があげられる。

#### （１）研究所の総合力を活かした社会課題の解決

##### ①社会課題の解決に貢献する戦略的研究開発の推進

<sup>1</sup> 監査室（内部監査）、総務企画部（個人情報保護に関する監査、法人文書点検）、連携企画部国際室（安全保障輸出管理監査）、セキュリティ・情報化推進部（情報セキュリティ監査）、T I A 推進センター（共用施設監査）

<sup>2</sup> 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

国家戦略に基づき社会課題からのバックキャストにより研究テーマを設定し、融合センター・ラボを設立し領域融合プロジェクトを立ち上げた。エネルギー・環境制約、少子高齢化、国土強靱化に加えて喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策の社会課題に対して、8つの融合テーマに取り組み、目標水準以上の成果が得られた。

## ②戦略的研究マネジメントの推進

社会課題の解決に貢献するため研究マネジメント体制を整備し、融合センター・ラボの設立・運営を主導し、バックキャストによる研究テーマの設定・推進戦略を策定した。

## (2) 経済成長・産業競争力の強化に向けた橋渡しの拡充

### ①産業競争力強化に向けた重点的研究開発の推進

各領域においては、産業競争力強化に資する研究開発に注力した。モビリティエネルギー、生物資源利用、人間中心のAI社会実現、革新材料、データ活用拡大の情報通信、産業利用の地圏評価、ものづくり・サービス高度化を支える計測などに重点をおいて技術開発を進めて、目標以上の成果が得られた。

### ②冠ラボ・OIL等をハブにした複数研究機関・企業との連携・融合

企業との連携推進組織である冠ラボは成果を伴い拡大している。大学との連携であるOILは全般的に期待された成果を得ている。各種半導体設備等の外部利用促進策を進めた。また、TIA参画機関間の共用施設利用の連携をさらに強化した。

### ③地域イノベーションの推進

地域センターのイベントのウェブ化等、コロナ禍でも工夫をこらして、地域における企業・公設試・研究所の3者間連携を進めた。

### ④技術移転ベンチャーの創出・支援の強化

外部機関との連携を強め、事業化支援体制をレベルアップした。また、初めての取り組みとして、現金出資の候補案件を決定した。

### ⑤マーケティング力の強化

社会課題解決に向け、領域融合の連携テーマ案件を獲得すべく理事長セールスを積極化した。共創型技術コンサルティングは業種拡大によりコロ

ナ禍にかかわらず件数を維持した。

⑥戦略的な知財マネジメント

機動的な社会実装のために知財オフィサーと技術移転マネージャーの協働体制を整備した。職員の知財リテラシー向上に努めた。

⑦広報活動の充実

広報活動ポリシーを制定し、研究所の社会課題解決の見える化に努めた。コンテンツの多様化も活用して積極的な情報発信に努めた。

(3) イノベーション・エコシステムを支える基盤整備

①長期的視点も踏まえた技術シーズの創出

統合イノベーション戦略 2020 において戦略的に取り組むべき基盤技術を中心に、長期的・挑戦的な研究開発について積極的に取り組んだ。

②標準化活動の強化

研究所内に標準化推進センターを新設する等、研究所全体で領域横断的に標準化活動全般の強化に取り組んだ。

③知的基盤整備と活用促進への取組み

国の「知的基盤整備計画」に沿って、地質調査や計量標準に関する知的基盤整備、活用促進に取り組んだ。

④技術経営力強化に資する人材育成

技術経営力の強化に寄与する人材の養成・資質向上・活用促進は研究所が担うべき重要な業務であるとの認識の下、人材育成事業の充実・発展を進めている。イノベーションスクールやデザインスクールについては計画通りの人材育成を達成した。

(4) 研究開発成果を最大化する中核的・先駆的な研究所運営

①特定法人としての役割

国家戦力に基づき、世界最高水準の研究成果の創出、普及及び活用を促進し、国家的課題の解決を先導するため、「第5期産総研の研究に関する経営方針」を策定し、所内浸透に取り組んだ。

②技術インテリジェンスの強化・蓄積と国家戦略等への貢献

研究所内にワーキンググループを立ち上げ、最先端の技術動向把握及び技術分析により、積極的に経済産業省や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に技術インテリジェンスを提供した。企画立案段階から国の研究開発方針等の国家戦略策定に貢献した。

### ③国の研究開発プロジェクトの推進

国家戦略を実現するための国の研究開発プロジェクト組成に貢献するとともにプロジェクトを牽引する役割を果たした。

### ④国際的な共同研究開発の推進

ゼロエミッション国際共同研究センターにおいて、国際会議「RD20 (Research and Development 20 for clean energy technologies)」の第2回の開催事務局を担い、会議を主催運営した。

## (5) ガバナンスの有効性確保

### ①コンプライアンスの推進

リスク事案については、毎週開催されるコンプライアンス推進委員会に報告され、対応策を協議、実行している。

内部監査報告については、四半期ごとに理事長及び理事会へ報告され、モニタリング機能を強化するとともに、領域、本部組織等の長への働き掛けを強め、発見事項への防止策の策定・実施への迅速な対応を求めている。

研修等による職員のコンプライアンス意識の向上、コンプライアンス推進月間の実施による研究所の役職員に向けた各種活動に加え、国立研究開発法人協議会において、コンプライアンス専門部会の部会長・事務局を担い運営を主導し、研究所内外に向けたコンプライアンス意識の向上を図っている。

### ②安全管理機能・意識の向上と新型コロナウイルス対策

安全管理については、研究所独自の安全管理システム（ESMS）を核に管理体制の強化を進めてきた。法令上の安全規定の遵守はもちろん、一段厳しい研究所の安全管理ルールに基づき、安全確保に努めている。特にチェック機能については研究推進組織、事業組織に加え、安全管理担当部門等による多重巡視を実施するなど事故の未然防止に注力している。

新型コロナウイルス感染症に対しては、対策本部を中心に産業医、関連部署が連携して迅速に対応した。出勤率、接触率による出勤規制も、本部組織、各事業所、地域センターを一体的に管理されている。

## (6) 人材育成、ダイバーシティ推進

### ①人材の拡充・育成

「産総研人材マネジメントポリシー」を策定し、これに基づき、各人材のキャリアパス構築に向けた採用・育成・配置・評価等を開始した。

特に、人事配置については職員の職種や所属組織の壁を取り払い、適材適所の徹底に向けた取り組みを開始したほか、研究職員におけるキャリアゲートの適切な実施、能力評価制度、360度観察、契約職員報奨金制度等を導入、人材の活性化を推進している。

### ②ダイバーシティの推進

多様な人材確保、環境の整備という観点から、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性職員の活躍推進、女性研究者の採用拡大、外国人研究者の採用・受入・活躍支援、キャリア形成、ダイバーシティの総合推進への対応、を核にダイバーシティ推進策を進めている。

新規採用研究職員における女性研究者の累積比率を18%以上維持とする目標を達成した。(令和2年度単年ベース：22.2%)。

## (7) 令和元年度補正予算の施設整備費補助金による研究拠点整備

「革新的環境イノベーション戦略加速プログラム(ゼロエミッション国際共同研究拠点整備)」において、国際共同研究を実施する場としてゼロエミッション国際共同研究拠点(令和3年3月完成)を令和元年度補正予算(施設整備費補助金)により、つくばセンター西事業所内に整備した。

## (8) 業務の効率化

業務の効率化については、トップダウン・ボトムアップ両方から積極的に推進している。業務改革マイスターの任命、業務改革大会の開催等の施策により各部署での業務改革を促した。

研究所全体として運営費交付金に係る経費の効率化目標(前年度比1.36%以上の効率化)を達成するとともに、コロナ禍の状況においても業務を継続できる体制を構築した。

なお、現行の業務システムは20年前の技術をベースとして構築されたものであり、業務の効率化のため、令和3年度以降に業務システム全体の再構築を推進する方針とし、移行方法と課題の洗出しを実施した。

## 2. 内部統制システムの整備及び運用についての意見

令和2事業年度の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適

正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人は、財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正意見<sup>3</sup>」を付している。会計監査人は、利益の処分に関する書類（案）が、法令に適合しているもの、事業報告書（第20期事業年度の会計に関する部分に限る。）が、研究所の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているもの、決算報告書が、予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認めている。

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

---

<sup>3</sup> 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。



5. 事業報告書についての意見

令和2年度事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

6. 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 総論

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

2. 個別事項

(1) 給与水準の適正化

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第50条の2の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあっては経済産業大臣の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第50条の10の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定するとともに、毎年度行う目標設定管理型短期評価による業績評価等を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取り組みについては、着実に実施されてきたことにより、令和2年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 99.4（前年度 99.8）、②研究職員は対国家公務員指数 102.3（前年度 102.6）となっている。

(2) 理事長の報酬水準

理事長は、研究所の高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

（3）契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

研究所に設置している契約監視委員会（令和 2 年 12 月 22 日開催、令和 3 年 6 月はメール審議）において、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検及び令和 2 年度調達等合理化計画の実施状況の点検、令和 3 年度同合理化計画策定の点検並びに特定国立研究開発法人特例随意契約の実施について審議するとともに、必要な情報の提供を求めてきた。

研究所は、ガバナンスの更なる強化に努めており公平性、透明性・競争性の確保の向上への取り組み、適正な検収、不祥事発生 of 未然防止・再発防止のための取り組みなど、適切な随意契約や一者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続し、契約の更なる適正化を推進していることを認める。

また、更なるガバナンスの強化、所用条件等への対応により令和 3 年度から特例随意契約の適用上限額が 500 万円から 1,000 万円へ引き上げられることとなった。

（4）保有資産の見直しについて

不要財産の処分計画については、関西センター尼崎支所及びつくばセンター第七事業所船橋サイトの 2 か所の国庫納付に向けた手続きを進めた。

また、北海道センターの土地の一部及び九州センターが佐賀県から賃借している土地の一部について、会計検査院より「有効に利用されていない」旨の指摘を受けた（令和 2 年 10 月 21 日付：是正改善の処置要求）。当該指摘に対して本土地の国庫納付・返還を決定し、具体的スケジュールの策定と手続きに着手している。

不要財産の処分に関する計画、会計検査院による是正改善の処置要求に対する対応は適切に行われていることを認める。

（5）研究所の情報開示について

研究所の情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするため研究所のウェブサイトには、①附帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、③独立行政法人通則法に基づく公表事項、④法令、ガイドライン、その他による公表事項に区分し、適時適切に開示している

ことを認める。

(6) 公益法人等への会費の支出について

行政改革実行本部において決定された「独立行政法人が支出する会費の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、公益法人等に対する会費の支出の是非を判断しており、また、会費（年10万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

#### IV 政府等からの要請事項・政策への対応、その他

1. 研究所の情報セキュリティ対策等の進捗状況について

研究所では平成30年2月に外部から情報システムに対する不正なアクセスを受ける事態が発覚した。この不正なアクセスへの対応報告及び再発防止のために平成30年度から対応策の策定、実施を進めてきており、令和2年度には、以下のような進捗を見た。

最終的には、令和3年6月中に完了が見込まれるネットワーク分割により一連のサイバー攻撃対応は完了予定であることを確認した。

(1) 令和2年度に実施した情報システムに対する不正なアクセスへの対策

コロナ禍により計画通りの作業が困難であったが、不正アクセスの再発防止策として、端末管理ソフトの導入や、フラットなネットワークを解消し、万一マルウェアの侵入やサイバー攻撃があっても被害を最小限に抑え、かつ早急な検出や対策が可能なネットワークへの構成変更を実施した。

(2) 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による特別監査

不正アクセスの発覚を受け実施された NISC による特別監査も令和2年度で終了し、再発防止策に向けた対策および改善策についてもおおむね履行の実績を確認したとの監査結果を受けた。

(3) 他の情報セキュリティ対策

情報セキュリティ監査において、情報セキュリティポリシーの周知状況及び各種管理簿の作成状況を確認する書面監査の手法を見直した。

技術情報流出への対策として、実験データのダウンロード及び印刷の制限をかけた。更に、技術情報の管理方法に関するガイドラインを策定した。

災害発生時にインフラシステムを早急に復旧するため、及び大規模な情報セキュリティインシデント発生に対応するための事業継続計画対応訓練

を実施した。

## 2. 令和3年度に向けての研究所ガバナンス体制の改革

研究所は令和3年度から総合力を発揮するための実効的なガバナンスを確立するために、組織運営体制の見直しを行った。

適切な意思決定を担保する取り組みとして、理事会は経営に関する重要事項の審議に重点を置くとともに、外部からの客観的な視点を強化するため、外部の理事（非常勤）を2名体制とした。また客観的に執行を監視する機能を強化し、理事の人数を10名から5名へスリム化を図った。

執行機能の強化のための取り組みとして、研究所の研究全体の責任者として研究開発責任者を置き、研究所の研究開発の全体最適化を図った。同様に、組織運営の責任者として運営統括責任者を置き、研究開発責任者と運営統括責任者の連携のもと、組織運営機能も含めた総合力の発揮を図った。

本見直しにより研究所が総合力を効率的に発揮することを期待する。

## V 監査報告を作成した日

令和3年6月28日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 中 沢 浩 志

監事 菊 地 正 寛